

## ■「わかやま紀州材利用推進店」及び「紀州材攻めの販路開拓支援事業」【Q&A】

更新日：2022年4月20日

わかやま紀州材利用推進店		
No	質問 (Q)	回答 (A)
1	紀州材利用協定書は、紀州材を複数社から購入する場合、全ての購入先（乙：紀州材証明者）と協定を締結する必要がありますか？	主となる購入先（乙：紀州材証明者）との協定のみで結構です。
2	関係書類の提出は、電子データを電子メールにて提出してもよいですか？	結構です。
3		

紀州材攻めの販路開拓支援事業関係		
No	質問 (Q)	回答 (A)
1	県外の工務店が、県内に住宅を建てる場合は補助対象になりますか？	県内住宅は、対象にはなりません。
2	住宅以外の非住宅も補助対象になりますか？	非住宅は、補助対象にはなりません。
3	要綱第4（利用計画書の認定）は、毎年度、提出する必要がありますか？	利用計画書の提出・承認は、初年度のみとなります。
4	要綱第5「補助事業に着手しようとする日まで」とは？	「補助事業に着手しようとする日まで」とは、要綱第5（補助金の申込み）に必要な書類が整い申込書を提出する日であり、事業計画書（第4号様式）に記載された着工（年月）が、最終の住宅の木工事に着手する日までのことです。
5	補助対象となる住宅は、年度内の物件だけですか？	補助対象となる住宅は、当該年度の4月以降に、紀州材を用いた木工事に着手し、当該年度の3月10日までに完成した物件が対象となります。  （補足） 当該年度前（例えば3月）に木工事に着手した物件は、完成が当該年度であっても補助対象とはなりません。

No	質問 (Q)	回答 (A)
6	申込書を8月に提出する場合、4月に木工事に着手し、7月に完成した物件も補助対象に含めることは可能ですか？	補助対象となります。
7	建築確認済書等の受理日や申請日が、当該年度前（例えば2月の日付け）であっても、当該年度の4月以降に木工事に着手する物件であれば補助対象となりますか？	<p>建築確認済書等の日付けが当該年度前であっても、当該年度に木工事に着手する物件であれば補助対象となります。</p> <p>(追記)  <u>※ただし「紀州材利用計画」承認前の物件は、補助対象になりません。</u>  <u>承認後に木工事に着手する物件より補助対象となります。</u></p>
8	補助要件に「建築現場には、紀州材の文字を記載した懸垂幕等を設置すること。」とありますが、懸垂幕以外に認められる方法がありますか？	<p>懸垂幕以外の方法としては、工事中看板を用いる方法が考えられます。「懸垂幕」及び「工事中看板」以外の方法を用いる場合は、事前に、和歌山県庁林業振興課までご相談ください。</p>
9	要綱第7（交付申請）時に提出する建築現場の写真は、どのように整理して提出すればよいですか？	<p>建築現場の写真は、別添「写真整理様式」を用いて補助対象物件ごとに整理し提出してください。※様式はHPからダウンロード可能です。</p> <p>(補足)          写真の電子データは、提出をお願いする場合がございますので保存をお願いしておきます。</p>
10	関係書類の提出は、電子データを電子メールにて提出してもよいですか？	結構です。
11	補助対象となる住宅は、「紀州材利用計画」承認前の物件も該当しますか？	「紀州材利用計画」承認前の物件は、補助対象になりません。承認後に木工事部に着手する物件より補助対象となります。